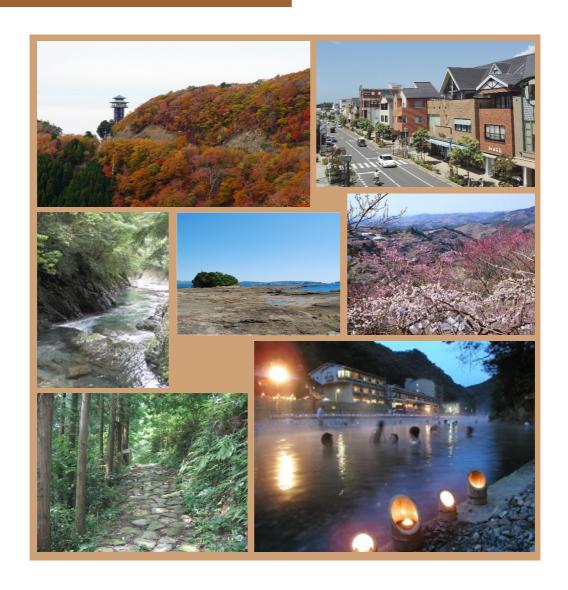
田辺市の

景観





田辺市景観計画(概要版)

良好な景観の形成を図る基本的な計画



景観を取り巻く背景と経過

平成16年6月18日

景観法 公布

景観意識の高まりを背景に、わが国初の景観に関する総合的な法律



平成16年7月7日

『紀伊山地の霊場と参詣道』が世界遺産に登録

平成20年3月24日

和歌山県景観条例 制定

景観法の規定のもと、良好な景観形成のために、県や県民等が守るべき 責務、景観形成の基本となる景観計画の策定及び運用のための必要事項、 届出対象となる行為、景観審議会の設置や運営等について規定

平成21年1月1日

和歌山県景観計画 施行

県の景観形成に関する基本的な計画、景観計画の区域の範囲や区域内に おける景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を規定

[中辺路地域・本宮地域の全域が『熊野参詣道(中辺路)』として景観形成上、特に重要と認められる地域である特定景観形成地域に指定された]

平成21年1月1日

景観法の規定による県への届出制度 開始

県の景観計画の施行に伴い、景観計画の区域内において、一定規模以上の行為(建築物の建築、工作物の建設、開発、土地の開墾、土石の採取、物件の堆積)を行なう場合には、事業者は事前(原則として、行為の着手の30日前)に景観法の規定により、届出が必要となり、景観計画に適合するよう誘導し、景観保全・創造を図る。

[市が受付後、意見を付し、県へ進達 ⇒ 県で審査]

平成27年9月24日

『吉野熊野国立公園の拡張』

みなべ町~串本町の県立自然公園区域とその周辺海域が編入

平成27年12月15日

『みなべ・田辺の梅システム』世界農業遺産に認定



平成28年10月24日

『鬪雞神社』『北郡越』『長尾坂』『潮見峠越』『赤木越』が世界遺産に追加登録

自然的・文化的景観の保全と観光資源としての活用など 田辺市独自の景観計画を活用した景観まちづくりが必要



田辺市景観計画 策定

景観計画区域内の届出制度の概要

■田辺市景観計画区域

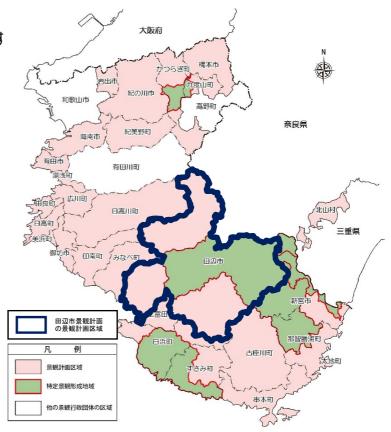
(本編p2)

田辺市景観計画の区域は、田辺市全域です

景観計画区域内で一定の行為を行う際には、行政局を通じて都市計画課への届出(国又は地方公共団体は通知)を行っていただく必要があります。

景観計画区域内で届出が必要な行為 (届出対象行為)に対しては、良好な 景観の形成を図るために遵守すべき景 観形成基準を定めています。

また、景観計画の区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要である地域を特定景観形成地域として定めています。地域の特性を生かした良好な景観の形成を図るため、一般の景観計画区域の基準に追加・上乗せした届出対象行為と景観形成基準を定めています。



■特定景観形成地域



現況からみる景観の類型化

熊野参詣道(中辺路)の景観特性を4つに分類し、良好な景観を誘導します

①熊野古道及び沿道の景観

世界遺産として登録されている景観

古道及び沿道景観を保全する 女化財的価値を持つ





文化的景観保全条例)

に準じた届出制度を 実施し、保全を行い

世界遺産条例(歴史

P 14 皿 聖 麼

ライン等の保全を行

届出により古道から 見える山稜のスカイ







ふなわしい 景観形成を図る

熊野の地へといざなうアクセスルードに

③主要道路沿道の景観 国道沿道から見える一定距離の範囲の景観

小規模なものも対象 とした届出制度を実

筋します











集落景観を保全する 4集落及びその近傍の景観 集落や周囲の里山、農地など一体となった景観

暮らしの宮みによってしくられた

を支援します

価値を持つ眺望景観を保全する

古道と一体となり文化的景観としての

古道上の眺望点から見える範囲(可視領域)の 景観

2 熊野古道から望む景観

きめ細かな区域設定による届出制度の実施

景観特性に応じた区域設定により、きめ細やかな届出制度を実施します

イングロアゾーン

〇 熊野参詣道(中辺路)等の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全します。

②国道311号及び国道168号の一部の沿道 (道路境界から200m)

○ 熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります

3その他の地域

国道311号及び国道168号の一部の沿道と熊野参詣道(中辺路)から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ります。



田辺市景観計画区域内における行為の制限に関する事項

■届出対象行為

(国、地方公共団体は通知が必要。) 下記に該当する行為については、届出が必要です。

(神艦 12、18)

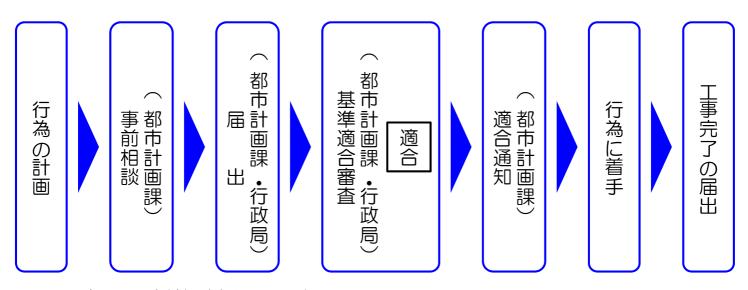
			熊野	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域	也域
M	\$	田辺市景観計画区域(一般区域)	バッファゾーン	国道311号及び国道 168号の一部の沿道 (道路境界から200m)	左記以外
建築物の新築、	增築改築 等	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超
	①製造施設、貯蔵 施設、遊戯施設等 の工作物	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
工作物の新築、 増築、改築 乗 + = = = = + = = = = = = = = = = = =	②広告塔、広告板、 装飾塔、記念塔そ の他これらに類す るもの	高さ13m超	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
	③その他の工作物	高さ13m超	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4 る開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域内3,000㎡超 都市計画区域外10,000㎡超	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土 掘採その他の土	土地の開墾、土石の採取、鉱物の 掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内3,000㎡超 都市計画区域外10,000㎡超	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄 資源その他の物件の堆積	.石、廃棄物、再生 件の堆積	3,000㎡超	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て		- (届出不要)	全ての行為	- (届出不要)	- (届出不要)

他の法令で担保されている行為、日常の行為などで景観上影響が少ない行為等については適用除外となる場合があります。 *

(主な基準) 景観形成基準

に関する景観ガイドライン(平成29年4月(予定))」に 景観計画区域内で先に定めた対象行為をする者は、下記の景観形成基準に適合するよう努めなければなりません。市ではこの基準に適合しているかどうかについて審査し、必要に応じて勧告又は変更命令を行なうことがあります。 なお、太陽光発電施設の設置については、県が別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月(予定))」に ・山稜のスカイラインの保全 熊野参詣道(中辺路)の眺望 熊野参詣道(中辺路)の眺望 点からの眺望への配慮 点から見たときに突出しない 熊野参詣道(中辺路)の眺望 熊野参詣道(中辺路)の眺望 点からの眺望への配慮 点からの眺望への配慮 左記以外 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域(一般区域の基準に追加・上乗せ) 眺望景観の保全 外観の基調色は色相0.1R~2.5Yは彩度6以下、 それ以外は4以下 ı アクセスルートとしての景 植え込み等の 熊野参詣道(中辺路)の眺望 点及び国道沿道からの眺望 沿道からの眺望への 点及び国道沿道からの眺望 点及び国道沿道からの眺望 熊野参詣道(中辺路)の眺望 熊野参詣道(中辺路)の眺望 道路境界から200m 168号の一部の沿道 国道311号及び国道 庭木、 への配慮 への配慮 への配慮 観形成 石庙、 配庫 1,000㎡を超えない規模等 高さ13m、水平投影面積 文化財的価値の高い景観の 周辺景観に著しい影響を及 ぼさない ・周辺景観に著しい影響を及 栅 景観に著しい改変を生じさ せないようにする 3 ・必要最小限度にとどめ ・必要最小限にとどめる バッレドゾーン |一般区域と共通| (一般区域と共通) (一般区域と共通) 一般区域と共通 |一般区域と共通 一般区域と共通 周辺景観への配慮 ぼさない ポ 長大な法面・擁壁とならないよう ポ 栅 ポ 10 搬 が設 周辺の景観と調和した景観 周辺と調和した素材の使用 fo 田辺市景観計画区域 田辺市景観資源等へ 榌 /植生の配慮 目立たない位置・方法と 栿 /植生の配慮 /植生の配慮 景観構成要素への配慮*、* 望への配慮 等 落ち着いた色彩の使用 目立たない積み上げ 栿 夜間照明の配慮 周辺との調和 緑化の推進、 ・緑化の推進、 緑化の推進、 栿 栅 の配慮 にする 形成、 規模 · 희 ・規模 届出対象行為 位置·規模 その街 みの街 位置 形態 綠化 位置 力洪 的彩 綠化 素材 水面の埋立て る物件の堆 積 建築物の建 築等/工作 土地の形質 屋外におけ の変更/土 石の採取等 物の建設 等 開発行為 共通事項

■届出の流れ



- ※ できる限り事前相談を行って下さい。
- ※ 届出に際し、必要となる書類は以下のとおりです。 届出書を3部(正1部、副1部、控1部)作成し、行為を行う場所を管轄する行政局へ 提出してください。

【注意】

田辺地域については、届出書を2部(正1部、副1部)作成し、都市計画課へ提出してください。

※ 届出書は、行為に着手する30日前までに提出してください。

■問い合わせ先



田辺市 建設部 都市計画課 計画係

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL:0739-26-9937 FAX:0739-25-6016

メール: toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp

または、各行政局 産業建設課へ

龍神行政局 産業建設課

〒645-0415 龍神村西376 TEL:0739-78-0830

中辺路行政局 産業建設課

〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1 TEL:0739-64-0501

大塔行政局 産業建設課

〒646-1192 鮎川2567-1 TEL:0739-48-0301

本宮行政局 産業建設課

〒647-1792 本宮町本宮219 TEL:0735-42-0022

※ 景観計画、届出などの詳しい内容については、下記ホームページで確認できます。

http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html